

平成 25年 5月 13日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

教育資金の一括贈与における非課税の特例

— 緊急経済対策における教育・人材育成の一環 —

通常、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために取得した財産は、通常必要と認められるものは非課税財産とされており、即ち、子や孫への授業料や入学金などの教育費をその支払いの必要がある都度贈与した場合などは、贈与税は課税されることはありません。

(1) 制度の概要

受贈者(30歳未満の者に限ります)の教育資金に充てるためにその直系尊属(祖父母等)が金銭等を拠出し、金融機関(信託会社、銀行及び証券会社等第一種金融商品取引業者)に信託等(口座開設)をした場合には、受贈者1人につき1,500万円までの拠出金額については贈与税を課さないと言うものです。

(2) 特例適用には申告が必要

受贈者は、この特例の適用を受けようとする旨を記載した「教育資金非課税申告書」を金融機関を経由して、信託等がされる日までに、受贈者の納税地の所轄税務所に提出しなければなりません。

(3) 教育資金払い出しの確認書類

受贈者は、口座より払い出しをした金銭を教育資金の支払いに充てた事の証する書類又は記録(領収書等)を次に定める日までに金融機関に提出しなければなりません。

- ① 教育資金を支払った後に、支払った金額相当を教育資金口座より払出しを選択した場合
領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日
- ② ①以外の方法を教育資金口座の払出し方法として選択した場合
領収書に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

(4) 教育資金管理契約の終了時

- ① 受贈者が30歳に達した場合、金融機関はこの特例の適用を受けて信託された「非課税拠出額」及び契約期間中に教育資金として払出した金額の合計額「教育資金拠出額」等を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出することになっています。
- ② 残額の取り扱いについては「非課税拠出額」から「教育資金拠出額」を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

(5) 適用期間

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに適用されます。

* 学習塾、ピアノ教室、スイミングスクールなど習い事の費用は1,500万円の中で500万円までを非課税枠として使えます。